

登録型本人通知制度

登録型本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、交付年月日や証明書の種類などを事前に登録のあった方に郵送で通知する制度です。

この制度は、住民票の写しなどの不正請求や不正取得の防止、制度の周知による委任状偽造の未然防止を目的とするものです。

登録できる人

- ▷土岐市の住民基本台帳に記載されている人
- ▷土岐市の戸籍に記載されている人
- ※死亡および失踪宣告を受けた人は登録できません。

必要なもの

- ▷事前登録申込書
- ▷本人確認書類（運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証など）

ご注意ください

- ▷この制度は、証明書などを第三者に交付して良いかを本人に確認するものではありません。
- ▷登録期間は、申し込みの日の翌日から3年間です。
- ▷代理人または法定代理人が申し込みするときは事前に問い合わせください。

☎ 市民課住民係（内線141）

水道量水器の取り替え

水道課では、計量法に基づく検定期限（8年）が満了となる前に、量水器の取り替えを実施しています。取り替え作業は、市が発行する身分証明書を携帯する水道工事指定店の作業員が行います。皆さんの敷地内での作業となりますので、ご協力をお願いします。

なお、量水器取り替え前後の検針は、通常通り検針員が行います。

- 実施日程** 6月9日(月)～20日(金)
- 対象地区** 土岐津町・下石町
- 対象家屋** 対象地区で量水器の検定期限が満了する約700軒
- 施工業者**
 - ▷猪野設備 (☎☎3835)
 - ▷美濃冷暖 (☎☎5352)
 - ▷土屋鉄工所 (☎☎6540)



☎ 水道課（内線125）

事業主の皆さんへ

公正な採用選考をお願いします

人権問題についての正しい理解・認識と、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考の実施をお願いします。

次のいずれかに該当する事業所などは、公正採用選考人権啓発推進員の設置対象となります。

- ▷従業員の数30人以上である事業所
- ▷従業員の数30人未満であっても、過去に就職差別事件などを起こしたことがある事業所
- ▷労働者派遣元事業所、民営職業紹介事業所

※推進員の選任(変更)を行った場合は、事業所を管轄する公共職業安定所長への報告が必要です。

☎ 産業振興課（内線236）

個人住民税均等割の税率改正

東日本大震災復興基本法の理念に基づき、防災施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、県民税・市民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されます。

均等割	平成25年度まで	平成26年度から平成35年度まで
県民税	2,000円	2,500円
市民税	3,000円	3,500円
合計	5,000円	6,000円

☎ ▷県民税…県税務課課税係 (☎058-272-1153)
▷市民税…税務課市民税係（内線171・172）